

京都市準用河川流水占用料等に関する条例

(流水占用料等)

第1条 河川法（以下「法」という。）第100条第1項に規定する準用河川に関し、法第23条、第24条又は第25条までの規定による許可（以下「許可」という。）を受けた者は、それぞれ流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を納入しなければならない。

2 流水占用料等は、流水占用料にあつては別表第1，土地占用料にあつては別表第2，土石採取料その他の河川産出物採取料にあつては別表第3のとおりとする。

(流水占用料等の納入時期)

第2条 流水占用料等は、許可の際に納入しなければならない。ただし、許可の期間が許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の期間に係る流水占用料等は、毎年度、当該年度分を市長が定める日までに納入しなければならない。

(流水占用料等の還付)

第3条 既納の流水占用料等は、還付しない。ただし、河川法施行令第18条第2項第2号の規定による場合又は市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(流水占用料等の減免)

第4条 市長は、次の各号の一に該当するときは、流水占用料等を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国，地方公共団体その他の公共的団体が、公用又は公共の用に供するために流水若しくは土地を占用し、又は土石その他の河川の産出物を採取するとき。
- (2) かんがいのために流水又は土地を占用するとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市準用河川流水占用料等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る流水占用料等について適用する。ただし、占用期間が施行日前に始まる占用に係る流水占用料のうち、施行日から令和5年3月31日までの占用に係る流水占用料等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市準用河川流水占用料等に関する条例（京都市水路等管理条例において準用する場合を含む。以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用又は採取（以下「占用等」という。）に係る流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（京都市水路等管理条例において準用する場合にあつては、水路等産出物採取料）（以下「流水占用料等」という。）について適用する。ただし、施行日前に開始した占用等に係る流水占用料等のうち、施行日から令和7年3月31日（管路、電柱及びその支柱類、電話柱及びその支柱類、その他柱類、鉄塔、軌条（鉄道事業法及び軌道法の規定によるものを除く。）並びに広告用工作物を設置するための土地の占用であつて、占用に係る期間が1年以下である場合にあつては、当該期間が満了する日）までの占用等に係る流水占用料等に関する改正後の条例（別表第1 1備考、別表第1 2備考、別表第2備考及び別表第3備考を除く。）の規定の適用については、なお従前の例による。

(令和6年度前から継続する占用等に係る流水占用料等の減額)

- 3 市長は、施行日の前日及び施行日のいずれにおいても河川法第23条、第24条又は第25条（京都市水路等管理条例において準用する場合にあつては、同条例第9条第1項又は第4項）の規定による許可を受けている占用等について、改正後の条例の規定により算定した令和6年度の流水占用料等の額が、この条例による改正前の京都市準用河川流水占用料等に関する条例（京都市水路等管理条例において準用する場合を含む。）の規定の適用があるものと仮定して当該規定により算定した同年度の流水

占用料等の額に比べて著しく高額であると認めるときは、当該占用等に係る同年度以降の各年度の流水占用料等の額を減額することができる。

別表第1（第1条関係）

1 発電用流水占用料

	区 分	金額（年額）
(1)	揚水式発電所以外の発電所であって次のいずれかに該当するもの ア 昭和40年10月1日以降に発電（設備の点検のためにするものを除く。以下同じ。）を開始したもの イ 昭和40年9月30日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、同年10月1日以降に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始したもの（増設後の理論水力について右欄に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力について(2)の項の右欄に掲げる式により算出した額に満たないものを除く。）	円 $1,976 \times \text{常時理論水力} + 436 \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})$
(2)	揚水式発電所以外の発電所（(1)の項に掲げるものを除く。）	$1,976 \times \text{常時理論水力} + 988 \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})$
(3)	揚水式発電所であって次のいずれかに該当するもの ア 昭和48年4月1日以降に発電を開始したもの イ 昭和48年3月31日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、同年4月1日以降に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始したものの（昭和40年10月1日から昭和48年3月31日までの間に発電を開始した発電所で、増設後の理論水力について右欄に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力について(4)の項の右欄に掲げる式に	$\{1,976 \times \text{常時理論水力} + 436 \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})\} \times \text{補正係数 } a$

	より算出した額に満たないものを除く。)	
(4)	昭和40年10月1日から昭和48年3月31日までの間に発電を開始した揚水式発電所 ((3)の項に掲げるものを除く。)	{1,976×常時理論水力+436×(最大理論水力-常時理論水力)}×補正係数b

備考

- 1 流水占用料の額は、この表により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 2 常時理論水力及び最大理論水力の数値は、キロワットを単位とした場合の数値とする。
- 3 補正係数 a 及び補正係数 b は、各発電所ごとに次の式により算出する。

$$(1) \text{ 補正係数 } a = \frac{\text{年間発生電力量} - \text{揚水に係る年間発生電力量} \times \frac{5}{6}}{\text{年間発生電力量}}$$

$$(2) \text{ 補正係数 } b = \frac{\text{年間発生電力量} - \text{揚水に係る年間発生電力量} \times \frac{3}{4}}{\text{年間発生電力量}}$$

- 4 占用期間が1年未満であるとき、又は占用期間に1年未満の端数があるときは、月割り計算により流水占用料を算出する。
- 5 占用期間が1月未満であるとき、又は占用期間に1月未満の端数があるときは、当該占用期間又は当該端数を1月とみなして流水占用料を算出する。
- 6 算出して得た額が100円未満であるときは、100円とし、算出して得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 その他の流水占用料

区分	単位	金額 (年額)
鉱工業用	毎秒1リットル	円 5,300
その他		1,300

備考

- 1 占用期間が1年未満であるとき、又は占用期間に1年未満の端数があるときは、

月割り計算により流水占用料を算出する。

- 2 占用期間が1月未満であるとき、又は占用期間に1月未満の端数があるときは、当該占用期間又は当該端数を1月とみなして流水占用料を算出する。
- 3 算出して得た額が100円未満であるときは、100円とし、算出して得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第2（第1条関係）

区分		単位	金額	
			甲	乙
宅地、庭園及び家屋付属地		占用面積1平方メートルにつき1年	円 720	
小屋、材料置場、作業場及び荷揚げ場		つき1年	950	
通路、橋りょう、昇降路及び舟乗降場			800	
棧敷、出店及び床ぎ			5,280	
管路	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	110	11
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		160	16
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		240	24
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		320	32
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		480	47
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		640	60
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,100	110
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,600	160

	外径が1メートル以上のもの		2, 500	250
電柱及びその支柱類	1本につき1年		4, 600	450
電話柱及びその支柱類			2, 600	260
その他の柱類			260	26
鉄塔	占用面積1平方メートルに	つき1年	5, 300	530
舟係留			810	
軌条（鉄道事業法及び軌道法の規定によるものを除く。）			5, 300	530
漁業装置			320	
広告用工作物	表示面積1平方メートルにつき1年		24, 000	2, 100
鉱泉採取施設	占用面積1平方メートルに		11, 000	
耕作（竹木の植栽を含む。）	つき1年		50	
素地のままの家畜及び家きんの飼育	1時間		7, 800	
ロケーション，興行その他催物のための素地のままの占用				
農水産業のためのもの	洗い場	占用面積1平方メートルに	80	
	干し場		32	
農水産業以外のためのもの	洗い場	つき1年	160	
	干し場		80	

備考

- 1 甲の欄は都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域に存する土地の占用について、乙の欄はその他の区域に存する土地の占用について、それぞれ適用する。
- 2 「電話柱」とは、電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除くものとする。
- 3 農水産業のためのもののうち稲掛けは、長さ1メートルを1平方メートルとする。
- 4 土地占用料の額が年を単位として定められている場合において、占用期間が1年

未満であるとき、又は占用期間に1年未満の端数があるときは、月割り計算により土地占用料を算出する。この場合において、占用期間が1月未満であるとき、又は占用期間に1月未満の端数があるときは、当該期間又は当該端数を1月とみなす。

5 土地占用料の額が平方メートルを単位として定められている場合において、占用面積又は表示面積が0.01平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、当該面積又は当該端数を切り捨てて土地占用料を算出する。土地占用料の額がメートルを単位として定められている場合においても、同様とする。

6 土地占用料の額が1時間を単位として定められている場合において、占用期間が1時間未満であるとき、又は占用期間に1時間未満の端数があるときは、当該期間又は当該端数を1時間とみなして土地占用料を算出する。

7 次のいずれかの地区等に存する電柱及び電話柱（それらの支柱類を含み、周辺の景観と調和した彩色を施したものを除く。）の土地占用料は、この表に掲げる額に2を乗じて得た額とする。

(1) 文化財保護法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区

(2) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第6条第1項に規定する歴史的風土特別保存地区

(3) 都市計画法第8条第1項第7号に掲げる風致地区

(4) 都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区

(5) 景観法第61条第1項に規定する景観地区

(6) 京都市眺望景観創生条例第15条第1項に規定する事前協議区域（同条例第5条第1号に規定する視点場に限る。）

8 算出して得た額が100円未満であるときは、100円とし、算出して得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

9 この表に掲げられていない占用に係る土地占用料は、この表に掲げる占用に係る土地占用料の額に準じて、その都度市長が定める。

別表第3（第1条関係）

区分	単位	金額
土砂，砂利，砂及びぐり石	1立方メートル	円

		330
転石（1個50キログラム未満のものを除く。）	1キログラム	8

備考

- 1 土石採取料その他の河川産出物採取料の額が立方メートルを単位として定められている場合において、採取量が0.01立方メートル未満であるとき、又は採取量に0.01立方メートル未満の端数があるときは、当該採取量又は当該端数を切り捨てて土石採取料その他の河川産出物採取料を算出する。土石採取料その他の河川産出物採取料の額がキログラムを単位として定められている場合においても、同様とする。
- 2 算出して得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。